

平成31年1月11日

○規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月 1 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市規則第 1 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第44条の2の見出し中「口座振替」を「口座振替等」に改め、同条中「自転車競走における電話による勝者投票に係る車券の購入代金の」を「口座振替等の方法による次の各号に掲げる」に、「小田原市自転車競走電話投票実施規則（昭和63年小田原市規則第29号）」を「当該各号に定める規則」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 小田原市自転車競走電話投票実施規則（昭和63年小田原市規則第29号）第1条に規定する電話投票に係る車券の購入代金の納付 同規則
- (2) 小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成30年小田原市規則第46号）第1条に規定するキャッシュレス投票に係る同規則第13条第1項に規定する購入予定金額の納付 同規則

第54条第2項中「5日以内」の次に「（当該期間内に払込みができない特別の事情があると会計管理者が認める場合にあつては、会計管理者が指定する期日まで）」を加える。

別表第3(2)の表に次のように加える。

00200-0-960218	小田原市会計管理者	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により市が指定した郵便局の同項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付、市県民税に関する証明、住民票の写しの交付、戸籍の附
----------------	-----------	---

	票の写しの交付並びに印鑑に関する証明の 手数料の収納又は送金
--	-----------------------------------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成31年1月15日から施行する。